

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告します。

令和8年9月30日 大阪法務局 筆界特定登記官
記

筆界特定手續の表示

手續番号	令和8年第33号
対象土地	東大阪市中小阪五丁目211番2
	同所 210番1